

茨木市立玉櫛コミュニティセンター

指定管理者候補者選定委員会資料

	資料番号
1 施設の概要	①
2 申請要項及び申請書等様式	②
3 業務仕様書	③
4 茨木市立コミュニティセンター条例	④
5 茨木市立コミュニティセンター条例施行規則	⑤
6 指定管理者指定申請書等（非公開）	⑥
7 指定管理者候補者について（選定の理由）	⑦（資料2）

<玉櫛コミュニティセンター>概要

(1) 設置目的

市民の地域活動を育成し、ふれあいある豊かな地域社会をつくり、もって福祉の増進を図る。

(2) 名称及び位置

茨木市立玉櫛コミュニティセンター
茨木市沢良宜東町5番39号

(3) 開設日

令和2年4月1日

(4) 施設規模

鉄筋コンクリート構造 延床面積：1328.63 m²
敷地面積：3673.52 m²

(5) 施設内容

1階 会議室、和室、実習室
2階 会議室、多目的室

(6) 開館時間

午前9時から午後10時まで

(7) 休館日

12月28日から翌年1月4日まで

(8) 料金制度

利用料金は、地方自治法第244条の2の規定に基づく利用料金制を採用し、指定管理者の収入として取り扱う。

(9) 許可制限事項

- ア 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- イ 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ウ その他管理運営上、不相当と認めるとき。

(10) 利用料金の減免

- ア 指定管理者が利用するとき 10割
- イ 免除団体として承認された各種団体が利用するとき 10割
- ウ 高校生以下の団体利用料金で利用するとき 5割

茨木市立玉櫛コミュニティセンター指定管理者指定申請要項

1 指定管理者候補者選定の目的

茨木市（以下「市」という。）では、茨木市玉櫛コミュニティセンター（以下「センター」という。）について、地方自治法第244条の2第3項に基づき、施設の管理運営を効率的、効果的に行うために、令和2年4月から「指定管理者制度」を導入することから、指定管理者候補者の選定を行います。

2 施設の概要

玉櫛コミュニティセンター

- (1) 名称 茨木市立玉櫛コミュニティセンター
- (2) 所在地 茨木市沢良宜東町5番39号
- (3) 開館時間 午前9時から午後10時
- (4) 休館日 12月28日から翌年の1月4日まで
- (5) 施設面積 延床面積 1328.63㎡
- (6) 施設内容 1階 事務室、会議室、和室、会議室、倉庫、トイレ
2階 会議室、多目的室、倉庫、トイレ
- (7) 設備 机、椅子
- (8) 屋外施設 S L広場
- (9) 施設の図面等 別添資料

※指定管理者は、茨木市立コミュニティセンター条例施行規則第7条及び第8条に基づき、開館時間及び休館日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、条例第5条に規定する以下の業務（以下「指定管理業務」という。）を行います。

- (1) コミュニティセンターの利用の許可に関する業務
- (2) コミュニティセンターの管理に関する業務
- (3) 条例第3条各号に掲げる事業の実施

なお、具体的な業務内容及び履行方法については「茨木市立玉櫛コミュニティセンター管理運営業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」によります。

また、指定管理者は、センターの設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができます。（なお、自主事業を実施する場合は、事前に市の承認が必要です。）

4 リスク分担

協定締結にあたり、指定管理者と茨木市のリスク分担は、原則、別表のとおりとします。

5 指定の期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 施設利用料の取扱い

施設の管理運営にあたっては、地方自治法244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を導入します。指定管理者は市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う施設や設備の利用料金、自らが企画、実施する自主事業等の対価を収入として扱うこととなりますので、適切な経理を行ってください。

7 指定管理業務に係る経費

(1) 会計年度

センターの管理運営に係る会計年度は、4月1日から3月31日までとします。

(2) 経費に関する協議

指定管理業務に要する経費については、年度ごとに指定管理者から提出される年度別事業計画書及び予算書に基づき、市と指定管理者との間で協議して決定します。

(3) 指定管理料

市は、指定管理業務に要する経費から、利用料金、実費徴収金及びその他の収入（自主事業の参加費等）を差し引いた金額をもとに、市と指定管理者との間で協議のうえ、予算の範囲内において指定管理料を決定します。なお、指定管理料、支払期日は、毎年度の年度協定において定めます。

下記の金額を参考に申請の際の事業計画書及び収支予算書を作成してください。

指定管理期間（1年間）の指定管理料上限額 3,775,000円（消費税込）

(4) 備品等の所有権

市がセンターに設置する備品等については、市の所有とし、その使用及び保管に十分注意してください。指定管理者が、自ら購入・搬入した備品等については、指定管理者の所有とします。（購入・搬入する場合は事前に市と協議が必要です。）

(5) 指定管理料の精算

指定管理業務を市が示した水準通りに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、協定に定めた上限額を限度として返還を求めません。また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、繰越金等を充ててなお、不足が生じる場合は市と協議のうえ補填する場合があります。

8 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。なお、市が必要と認める場合

は追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 添付書類
 - ① 団体概要
 - ② 事業計画書
 - ③ 収支予算書
 - ④ 団体の規約

9 選定方法

申請書に基づき、申請者が指定管理者としてふさわしいと認められるか、指定管理者候補者選定委員会により、審査します。

10 選定結果の通知

指定管理者候補者として選定後、選定結果を文書で通知します。なお、提出された事業計画は、選定後に市ホームページにて公表します。

11 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定されたものは、議会の議決（令和2年3月予定）により指定管理者として指定されます。

12 スケジュール

- 1月 申請書提出
- 2月 選定委員会開催
- 2月 選定結果通知
- 3月 市議会で指定に関する議案上程、可決後3月末までに基本協定締結

13 協定の締結

管理の基準、業務の範囲など条例で定める事項のほか、業務執行上必要となる事項を両者で協議し、下記の事項を協定を締結する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理運営経費の額及び支払い方法に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- (5) 管理運営業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理運営業務に関し取得した文書の取扱に関する事項
- (7) センター内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (8) 管理運営に起因する事故等の賠償責任及び求償に関する事項
- (9) 災害時等における施設利用の協力に関する事項
- (10) その他市長が必要と認める事項

14 その他

- (1) 応募に関して支出した費用や提供したノウハウの対価等については、補填その他一切支払等はいたしません。
- (2) 提出された書類等は、茨木市情報公開条例に規定する公文書に該当し、本市の公文書の公開請求の対象となります。また、提出された指定管理に係る事業計画書を当該条例に基づき公開することがあります。
- (3) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、市は団体の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとし、ます。
- (4) 指定期間終了もしくは指定取消しにより、次の指定管理者に管理運営業務を引継ぐ際は、円滑な引継に協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- (5) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。また、協定の締結までに事業の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取消し、協定を締結しないことがあります。これらの場合、指定管理者の指定を取消されたものは、本市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (6) 市又は教育委員会が主催、共催、協賛、後援その他の形態で当該施設を使用する場合は協力していただく場合があります。
- (7) 茨木市避難所運営マニュアルで指定避難所等に位置付けられている施設の指定管理者は、災害時には、市の指示及び茨木市避難所運営マニュアルに従い、避難所の開設及び運営への支援をするものとし、指定避難所等に位置付けられていない施設の指定管理者は、市の指示に従い、市に協力するものとする。
- (8) 提案された内容については、市と協議のうえ、市の承認を前提として、必ず実施していただきます。

15 問合せ先及び書類の提出先

- (1) 住 所 〒567-8505茨木市駅前三丁目 8 番13号
- (2) 担当部課名 市民文化部市民協働推進課（本館 2 階10-①番窓口）
- (3) 電話番号 0 7 2 - 6 2 0 - 1 6 0 4
- (4) F A X 0 7 2 - 6 2 0 - 1 7 1 5
- (5) メールアドレス shiminkyoudou@city.ibaraki.lg.jp

別表

種 類	リ ス ク の 内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
法制度の変更等	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（指定管理業務に影響を及ぼすもの）	○	
	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記及び他の項目に記載されている以外のもの）		○
許認可の遅延	許認可の遅延に関するもの（茨木市が取得するもの）	○	
	許認可の遅延に関するもの（上記以外のもの）		○
書類の誤り	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
	仕様書、募集要項等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
政治、行政的理由による指定管理業務の変更	政治、行政的理由から、指定管理業務の継続に支障が生じた場合又は指定管理業務の内容変更が生じた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費の増	○	
指定管理業務の遅延・中断・中止	指定管理者の責めによるもの（指定管理者の破綻含む。）		○
	市の責めによるもの	○	
	上記以外のもの	○	○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設の管理に対する住民及び施設利用者からの反対、苦情、要望への対応		○
	上記以外のもの	○	
施設・設備・備品等の維持補修	指定管理者の発意により行うもの		○
	市の発意により行うもの	○	
	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外のもの）	○	
	法令改正により必要となった施設等の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設等の改修が必要となった場合）	○	
施設・設備・備品等の損害	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	○
	天災その他不可抗力によるもの	○	○
第三者への賠償	指定管理者の責めにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継ぎ、撤収コスト	指定管理業務の引継ぎ及び指定管理者の撤収に要するコスト		○

* 1 その他、上記以外の問題が生じたときは、協議事項とする。

* 2 協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

茨木市立玉櫛コミュニティセンター管理運営業務仕様書

1 管理運営の基本方針

(1) 施設の設置目的、機能

市民の地域活動を育成し、ふれあいのある豊かな地域社会をつくり、もって福祉の増進を図る。

(2) 管理運営

センターが地域住民の自主的活動及び相互の交流を深めることができる場であるという、センターの設置理念に基づき、管理運営を行うとともに、効率的な運営を行い、管理運営費の縮減に努めること。

(3) 施設の維持管理

施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理するとともに、施設の機能を維持するため、点検・修繕及び清掃等を適切に行うこと。

(4) 利用者等の要望・苦情への対応

地域住民や利用者の要望・苦情等については、迅速かつ適切に処理するとともに、管理運営に反映させること、また、その内容及び対応については、速やかに市に報告すること。

(5) 平等利用

正当な理由がない限り市民が施設を利用することを拒んではならず、また、施設の利用にあたって、不当な差別的扱いをしてはならない。

(6) 情報公開

施設の管理運営にあたって作成し、又は取得した文書等については、個人情報等あらかじめ非開示情報と定めているもの以外は、開示を求める者に対して、これを開示すること。

(7) モニタリング

指定管理者は、業務の改善を目的として、施設の管理運営に対する自己モニタリングを行うとともに、市が実施するモニタリング及びモニタリング計画の作成に協力すること。

なお、毎年度末、市はモニタリングの結果をとりまとめ、これに基づいて判定した1年間の評価と併せて、市のホームページ等で公開する。

(8) 市民サービスの向上

市民サービスの向上につながる業務を創意工夫して行い、利用者の満足度を高めていくこと。

(9) 利用促進

魅力的なイベントの企画、講座の開催等、施設の利用促進につながるような活動を継続して実施するとともに、広報活動を通して利用者への情報の提供に努めること。

2 施設の概要

- (1) 名称 茨木市立玉櫛コミュニティセンター
- (2) 場所 茨木市沢良宜東町5番39号
- (3) 開館時間 午前9時から午後10時

- (4) 休館日 12月28日から翌年1月4日まで
- (5) 施設面積 延床面積 1328.63 m²
- (6) 施設内容 1階 事務室、会議室、和室、実習室、倉庫、トイレ
2階 多目的室、会議室、倉庫、トイレ
- (7) 設備 机、椅子ほか
- (8) 屋外施設 広場（蒸気機関車展示場含む）
- (9) 施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、備品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立コミュニティセンター条例施行規則第7条及び第8条に基づき開館時間及び休館日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者に委託する管理運営業務は、次の各号に定めるところである。

- (1) センターの使用許可、不許可及び使用制限に関する事務
- (2) センターの利用料金の出納及び返還に関する事務
- (3) センターの利用料金の減免に関する事務
- (4) センター使用許可の取消し及び使用停止に関する事務
- (5) 茨木市で実施する以外のセンターの維持その他保全に関する事務
- (6) 市長が指定管理者と協議して定めるセンター運営に伴う印刷物その他消耗品の購入に関する事務
- (7) センター管理運営に起因する苦情処理に関する事務
- (8) その他センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4 管理運営業務内容（詳細）

(1) 対象物件

管理運営業務は、茨木市立コミュニティセンター条例（以下「条例」という。）により設置したセンター及びセンターの付帯設備等を対象とする。

(2) 開館時間

センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(3) 休館日

センターの休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、臨時に休館することができる。

(4) 利用申込等の事務

利用申込の受付、利用許可及び利用料金の徴収又は返還については、指定管理者が行う。

(5) 利用者の範囲

センターを利用することができるのは、次の各号に掲げるものとする。

- ア 市内に住所を有する者及び団体
- イ 指定管理者が適当と認める者及び団体

(6) 利用申込の受付

指定管理者は、利用日の6か月前の日から利用申込書により、受付を行う。

(7) 定期利用

定期利用は、週1回までかつ月2回まで、利用時間帯の半分以下を定期利用に割り当てることができる。ただし、利用申込がない場合は、この限りでない。

(8) 受付時間及び場所

利用申込の受付は、休館日を除く、午前9時から正午までの間、センター事務室にて行う。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(9) 利用許可

指定管理者は、条例に定めのある許可制限事項に該当しなければ、利用申込者に対し、利用許可書を交付する。また、利用許可の順位は、申込順とする。

(10) 利用料金の保管

指定管理者は、徴収した利用料金について、別に定める日計等の処理を行い、金融機関へ預け入れるなど安全確実な方法で、これを保管しなければならない。

(11) 保守業務

市は、次の各号に掲げる保守業務を行う。

- ア 日常清掃及び床面、窓ガラス等の定期清掃
- イ 空調給排水電気設備等の保守点検
- ウ 消防設備の保守点検
- エ 受電設備（自家用電気工作物）の保守管理
- オ 浄化槽の保守点検

(12) 施設維持業務等

指定管理者は、次の各号に掲げる施設維持等の業務を行う。

- ア 施設の鍵の保管
- イ 利用者に対する利用後の原状回復と清掃の周知、また、センターの清潔の保持
- ウ 消耗品等の補充
- エ 事務機器、付帯設備等の補修及び管理
- オ 光熱水の管理
- カ その他施設維持等に必要と認める業務（防火管理者の設置など）

(13) 施設維持管理経費

市は、次の各号に掲げる施設維持管理経費を負担するものとする。ただし、特別に指定管理者が必要とする場合は、指定管理者が負担するものとする。

- ア 光熱水費のうち、電気使用料
- イ 備品購入費
- ウ 修繕費
- エ 委託費等（保守業務等に必要なもの）
- オ その他施設維持に要する経費

(14) 管理運営経費

センターの管理運営経費に要する経費は、センターの利用料金等で賄うものとする。

(15) 利用料金の使途

利用料金は、(14)項に規定する管理運営経費等に充当する。

(16) 市との協力関係

指定管理者は、市がセンターで実施する公民館事業に協力し、必要な措置をおこなうものとする。

5 人員の確保

「3 指定管理者が行う業務」及び「4 管理運營業務内容（詳細）」を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、関係法令を順守し、市民サービスの向上と効率的な施設運営を行うために適正な人員を配置すること。

6 報告書の作成

(1) 定期報告書

四半期ごとに当該期間における次に掲げる事項を記載した定期報告書を本市に提出すること。

- ア コミュニティセンターの使用状況に関する事項
- イ 料金収入の状況及び管理経費等の収支状況等
- ウ コミュニティセンターの管理状況に関する事項
- エ 使用者の意見、苦情及びそれに対する改善状況
- オ その他市が指示する事項

(2) 事業報告書

毎年度終了後1か月以内に、当該年度における次に掲げる事項を記載した事業報告書を本市に提出すること。

- ア コミュニティセンターの利用状況に関する事項
- イ 料金収入の状況及び管理経費等の収支状況等
- ウ コミュニティセンターの管理状況に関する事項
- エ 利用者の意見、苦情及びそれらに対する改善状況
- オ その他市が指示する事項

7 調査、監督、監査について

市が行う管理状況の把握のための調査、それに基づく是正措置についての指示等については、正当な理由なく調査又は報告、資料の提出及びその是正措置についてはの指示等を拒否することはできない。

8 施設等の修繕の費用負担

- (1) 施設及び設備の軽微な修繕等（30万円未満）については、指定管理者で実施する。
- (2) 施設等の大規模な改修等や指定管理料の範囲内では困難な修繕（30万円以上）については、市で実施する。

9 物品の帰属等

管理に必要な備品等の帰属については、市及び指定管理者で協議の上、定めるものとする。

10 安全管理

事故の防止や防犯については、利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

11 緊急時の対応

事故や地震、その他災害等緊急時の対応については、日ごろから必要な訓練を行うとともに、利用者を適切に避難誘導できる体制を整え、市の防災訓練の実施にも協力すること。

12 災害への対応

災害時には市の指示に従い、市に協力するものとする。

13 秘密保持義務

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び茨木市個人情報保護条例（平成18年茨木市条例第36条）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知りえた個人情報の漏えい、滅失又は損傷等の事故防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。また、当該施設を管理運営する上で知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

指定管理者でなくなった後も同様とする。

14 損害賠償

管理業務を実施中に故意又は過失により茨木市又は第三者に対して損害を与えたときは、直ちに市に報告しなければならない。市は乙と協議して損害賠償等の処置にあたる。

15 法令等の遵守

管理にあたっては、次に掲げる法令等に基づき実施しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 茨木市立コミュニティセンター条例
- (4) 茨木市立コミュニティセンター条例施行規則
- (5) 茨木市個人情報保護条例

※法令等に定めのない事項について疑義が生じた場合の措置については、その都度本市と協議して決定するものとする。

16 環境への配慮

指定管理業務の遂行にあたっては、茨木市環境方針に基づき、環境への配慮に留意しなければならない。

17 障害者差別の解消

指定管理業務の遂行にあたっては、できる限り茨木市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領に基づき、市民対応に努めなければならない。

18 協定の締結

管理の基準、業務の範囲など条例で定める事項のほか、業務執行上必要となる事項を両者で協議し、協定を締結する。

19 その他

(1) 利用料金収入

施設の利用料金は指定管理者の収入とする。利用料金の額は条例に定める。

(2) その他

この仕様書に明記されていない事項については、茨木市立コミュニティセンター条例及び茨木市立コミュニティセンター条例施行規則並びに茨木市との間で締結した協定の定めるところによる。

茨木市立玉櫛コミュニティセンター 管理施設一覧

管理施設

棟 番 号	1	2
棟 名 称	玉櫛コミュニティセンター	玉櫛コミュニティセンター エレベーター棟
主 体 構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
建 築 年 月	1983年4月	2015年3月
経 過 年 数 (平成30年末時点)	35年	4年
階 数	2階	2階
延 床 面 積	1,084.05 m ²	35.22 m ²
耐 震 性	新耐震基準で建設	新耐震基準で建設

駐輪場設備

敷地内の外構及び植栽

広場 敷地面積 1614.84 m² (蒸気機関車展示場合む)

茨木市立玉櫛コミュニティセンター備品一覧（公民館より引継ぎ分）

備品番号	会計年度	伝票連番	会計名称	明細コード	品名	品質規格	取得日付	得(廃棄)区	廃棄日付	最終異動日	所属名称	所在名称	異動区分	取得金額	重要区分	重要区分_前	美術区分	相手方区分	相手方	相手方名称	特記事項
23563	4250	58	一般会計	2010110	事務机	105×730片袖 トーヨースチール	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	14,200						22603507	01001-0001
23564	4250	58	一般会計	2010110	事務机	105×730片袖 トーヨースチール	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	13,800						22603507	01001-0002
23567	4250	58	一般会計	2011210	記載台	ITOMK-4W(900×900mm)	H3.6.19	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	60,000						22603507	01012-0001
23568	4250	58	一般会計	2011310	折りたたみ机	600×1800mm 幕板付	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	37,500						22603507	01013-0001
23569	4250	58	一般会計	2011310	折りたたみ机	450×1500mm 幕板付	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	32,000						22603507	01013-0010
23571	4250	58	一般会計	2011310	折りたたみ机	450×1500mm 幕板付	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	32,000						22603507	01013-0012
23572	4250	58	一般会計	2011310	折りたたみ机	450×1500mm 幕板付	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	32,000						22603507	01013-0013
23573	4250	58	一般会計	2011310	折りたたみ机	600×1500mm 幕板付	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	35,600						22603507	01013-0014
23574	4250	58	一般会計	2011310	折りたたみ机	450×1500mm 幕板付	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	32,000						22603507	01013-0002
23575	4250	58	一般会計	2011310	折りたたみ机	450×1500mm 幕板付	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	32,000						22603507	01013-0003
23576	4250	58	一般会計	2011310	折りたたみ机	450×1500mm 幕板付	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	32,000						22603507	01013-0004
23577	4250	58	一般会計	2011310	折りたたみ机	450×1500mm 幕板付	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	32,000						22603507	01013-0005
23578	4250	58	一般会計	2011310	折りたたみ机	450×1500mm 幕板付	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	32,000						22603507	01013-0006
23579	4250	58	一般会計	2011310	折りたたみ机	450×1500mm 幕板付	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	32,000						22603507	01013-0007
23580	4250	58	一般会計	2011310	折りたたみ机	450×1500mm 幕板付	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	32,000						22603507	01013-0008
23581	4250	58	一般会計	2011310	折りたたみ机	450×1500mm 幕板付	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	32,000						22603507	01013-0009
23582	4250	58	一般会計	2020110	事務椅子		H9.3.31	その他		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	19,000						22603507	02001-4254
23583	4250	58	一般会計	2020110	事務椅子	ウチダJA-270ブルー	H12.3.29	その他		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	18,500						22603507	02001-5012
23584	4250	58	一般会計	2020110	事務椅子	ウチダJA-270270ブルー	H16.3.25	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	26,000						22603507	02001-5319
23585	4250	58	一般会計	2021010	各種椅子		H19.1.9	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	63,000						22603507	02010-0001
23586	4250	58	一般会計	2021110	応接セット	1150BN(机1、椅子3セット)	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	59,800						22603507	02011-0001
23587	4250	58	一般会計	2030110	書架	パンフレットケースKA4-12	S62.6.3	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	37,800						22603507	03001-0002
23588	4250	58	一般会計	2030110	書架	カラーブックトラック片面3段	H12.1.14	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	36,500						22603507	03001-0004
23589	4250	58	一般会計	2030110	書架	パンフレットスタンドセイコーPO-18BK	H14.6.6	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	41,000						22603507	03001-0005
23591	4250	58	一般会計	2030210	整理棚	スチール整理棚(陶芸用)210×155×450	S63.11.12	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	51,000						22603507	03002-0008
23592	4250	58	一般会計	2030310	茶たんす	食器棚 木製60×180×45	H7.3.10	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	32,000						22603507	03003-0002
23593	4250	58	一般会計	2041010	更衣ロッカー	トヨJIS4人用	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	14,800						22603507	04010-0001
23599	4250	58	一般会計	2080310	増幅機	ビクターアンプPA-70B	H14.12.20	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	86,600						22603507	07003-0002
23600	4250	58	一般会計	2080310	増幅機	ワイヤレスアンプ(ビクターPE-W80)	H8.6.6	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	54,600						22603507	07003-0008
23602	4250	58	一般会計	2083010	チューナー	ラジオカセット(ビクターTD-W603MK2)	H16.4.30	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	40,000						22603507	07030-0003
23605	4250	58	一般会計	2110110	テレビ	ナショナルTH-FA50	H14.5.28	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	36,800						22603507	10001-0003
23607	4250	58	一般会計	2111310	花瓶	からくさ紋様	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	36,000						22603507	10013-0003
23611	4250	58	一般会計	2155510	A E D	AED(自動体外式除細動器)	H19.5.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	491,400						22603507	13055-0001
23612	4250	58	一般会計	2210110	ピアノ	ヤマハアップライトUIA(カバー丸椅子付)	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	330,000						22603507	18001-0001
23616	4250	58	一般会計	2232210	立体模型	D51模型(29.5×87×17.5)	S58.3.7	寄贈		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	160,000						22603507	20022-0001
23618	4250	58	一般会計	2240910	テント	布製パイプ	S58.9.9	寄贈		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	35,000						22603507	21009-0001
23619	4250	58	一般会計	2240910	テント	布製パイプ組立式	H10.6.10	寄贈		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	35,000						22603507	21009-0002
23620	4250	58	一般会計	2242110	ベビシート	クロガネMP-FL	H19.1.9	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	110,000						22603507	21021-0001
23621	4250	58	一般会計	2242110	ベビシート	ベビーキープBK-6FL	H19.1.9	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	63,000						22603507	21021-0002
23622	4250	58	一般会計	2250710	絵画	168×200 D51	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	4,200,000	*	*				22603507	22007-0001
23624	4250	58	一般会計	2250710	絵画	花の絵	S58.4.9	寄贈		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	600,000						22603507	22007-0003
23625	4250	58	一般会計	2250710	絵画	S30号 イメージの開花(S.KAZUKO)	H3.6.24	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	900,000						22603507	22007-0004
23627	4250	58	一般会計	2260510	黒板類	(両面回転脚付)ホワイトボード900×1800	H4.2.21	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	36,050						22603507	23005-0001
23628	4250	58	一般会計	2262210	台類	花台	S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	36,000						22603507	23022-0001
23630	4250	58	一般会計	2262210	台類		S58.3.31	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	36,000						22603507	23022-0003
23631	4250	58	一般会計	2262210	台類	29型用テレビ台 学研89471	H4.8.20	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	46,800						22603507	23022-0004
23880	4250	58	一般会計	2111010	掃除機	MC-G600WDナショナル	H12.5.26	購入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	49,800						22603511	10010-0004
109093	4250	58	一般会計	22325710	テレビ受像機	パナソニックTH-L32X2	H22.2.19	移入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	64,500				3	4126001884	松本電気工事(株)	
109427	4250	58	一般会計	2260110	梯子(はしご)	アルミ製 8段	H22.7.14	移入		H25.4.1	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	所属一括変更	330,000				3	4170002385	(株) 工栄建設	
119677	4250	2009	一般会計	2051410	複合機	複合機 TASKalfa180	H25.12.19	移入		H25.12.19	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	168,800				3	4106002939	A i - P i X	5%税抜き価格
119985	4250	1335	一般会計	22361010	イス収納台車	折り椅子台車 ナイキD-52	H25.8.28	移入		H25.8.28	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	78,000				3	4130001946	みなと商事	5%税抜き価格
119986	4250	1335	一般会計	22361010	イス収納台車	折り椅子台車 ナイキD-52	H25.8.28	移入		H25.8.28	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	78,000				3	4130001946	みなと商事	5%税抜き価格
122405	4260	1064	一般会計	2050610	印刷機	理想科学印刷機 S D 5 6 3 0	H26.5.2	移入		H26.5.2	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	管理換	269,000				3	4106001017	世紀ジム(株)	8%税抜き価格
126167	4280	636	一般会計	2010510	演台	生興 ED-910K ライトオーク	H28.7.15	移入		H28.7.15	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	54,000				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
127502	4280	2037	一般会計	2120210	冷蔵庫	三菱 MR-C37A-W(370L)	H29.2.16	移入		H29.2.16	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	123,000				3	4126001405	中屋電器	8%税抜き価格
127802	4280	2205	一般会計	2223010	卓球用具類	三英 内折式卓球台 13-653 PV-DX	H29.2.24	移入		H29.2.24	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	138,889				3	4108001747	(有) フジスポーツ	8%税抜き価格
127803	4280	2205	一般会計	2223010	卓球用具類	三英 内折式卓球台 13-653 PV-DX	H29.2.24	移入		H29.2.24	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	138,889				3	4108001747	(有) フジスポーツ	8%税抜き価格
128388	4290	259	一般会計	2030210	整理棚	SEIKO ボルトレスラック 3MS-6360-5	H29.6.5	移入		H29.6.5	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	34,000				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格

茨木市立玉櫛コミュニティセンター備品一覧（公民館より引継ぎ分）

備品番号	会計年度	伝票連番	会計名称	明細コード	品名	品質規格	取得日付	得(廃棄)区	廃棄日付	最終異動日	所属名称	所在名称	異動区分	取得金額	重要区分	重要区分_前	美術区分	相手方区分	相手方	相手方名称	特記事項
129011	4290	737	一般会計	2011110	会議机	ITOKI THX-184PKS-17 幕板・棚付	H29.11.7	移入		H29.11.7	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	34,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
129012	4290	737	一般会計	2011110	会議机	ITOKI THX-184PKS-17 幕板・棚付	H29.11.7	移入		H29.11.7	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	34,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
129944	4290	1490	一般会計	2011110	会議机	ITOKI THX-184PKS-17 幕板・棚付	H30.2.14	移入		H30.2.14	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	34,480				3	4130001946	みなと商事	8%税込み価格
131819	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131820	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131821	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131822	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131823	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131824	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131825	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131826	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131827	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131828	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131829	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131830	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131831	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131832	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131833	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131834	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131835	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-184PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	32,480				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131836	4300	1257	一般会計	2011110	会議机	ITOKI 会議用テーブル THX-156PKS1-17	H31.1.21	移入		H31.1.21	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	31,980				3	4130001946	みなと商事	8%税抜き価格
131837	4300	1256	一般会計	2223010	卓球用具類	三英 内折式卓球台 13-653 PV-DX	H30.12.20	移入		H30.12.20	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	160,000				3	4108001747	(有) フジスポーツ	8%税抜き価格
133613	4310	634	一般会計	2082810	放送設備	ユニベックス ワイヤレスアンプ WA-862A	R1.9.5	移入		R1.9.5	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	125,000				3	4126000974	新堂電気工業(株)	8%税抜き価格
133614	4310	634	一般会計	2081110	マイクロホン	ワイヤレスマイク(ハンド型) WM-8400	R1.9.5	移入		R1.9.5	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	33,000				3	4126000974	新堂電気工業(株)	8%税抜き価格
133615	4310	634	一般会計	2083010	チューナー	ワイヤレスチューナーユニット DU-850A	R1.9.5	移入		R1.9.5	教育総務部 社会教育課	玉櫛公民館	取得	40,700				3	4126000974	新堂電気工業(株)	8%税抜き価格

○茨木市立コミュニティセンター条例

平成5年12月27日

茨木市条例第27号

(設置)

第1条 市民の地域活動を育成し、ふれあいのある豊かな地域社会をつくり、もって福祉の増進を図るため、本市に茨木市立コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茨木市立葦原コミュニティセンター	茨木市新和町21番27号
茨木市立中津コミュニティセンター	茨木市桑田町13番29号
茨木市立庄栄コミュニティセンター	茨木市庄二丁目26番12号
茨木市立水尾コミュニティセンター	茨木市水尾二丁目9番15号
茨木市立郡コミュニティセンター	茨木市郡五丁目12番11号
茨木市立西河原コミュニティセンター	茨木市西河原北町7番21号
茨木市立穂積コミュニティセンター	茨木市下穂積一丁目7番5号
茨木市立畑田コミュニティセンター	茨木市畑田町3番6号
茨木市立東コミュニティセンター	茨木市学園町4番18号
茨木市立豊川コミュニティセンター	茨木市藤の里二丁目16番8号
茨木市立彩都西コミュニティセンター	茨木市彩都あさぎ一丁目3番4号
茨木市立三島コミュニティセンター	茨木市西河原二丁目7番12号
茨木市立大池コミュニティセンター	茨木市舟木町11番35号
茨木市立春日コミュニティセンター	茨木市上穂積二丁目13番30号
茨木市立東奈良コミュニティセンター	茨木市東奈良三丁目8番5号
茨木市立沢池コミュニティセンター	茨木市南春日丘五丁目1番21号
茨木市立山手台コミュニティセンター	茨木市山手台三丁目32番2号
茨木市立玉櫛コミュニティセンター	茨木市沢良宜東町5番39号

(事業)

第3条 コミュニティセンターは、次の事業を行う。

(1) 施設の供与に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要なこと。

(指定管理者による管理)

第4条 コミュニティセンターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) コミュニティセンターの利用の許可に関する業務

(2) コミュニティセンターの管理に関する業務

(3) 第3条各号に掲げる事業の実施

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) コミュニティセンターの事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認められるものを、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

(1) その事業計画によるコミュニティセンターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容がコミュニティセンターの効用を発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いコミュニティセンターの管理を行わなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(指定等の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(利用者の範囲)

第11条 コミュニティセンターを利用することができるものは、本市に、住所を有する者又は所在する団体及びその他指定管理者が適当と認めるものとする。

(利用の許可)

第12条 コミュニティセンターを利用しようとするもの（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(許可制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が不適當と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、利用条件を変更し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条に規定する事由が生じたとき。
- (3) 災害その他事故によりコミュニティセンターの利用ができなくなつたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

2 指定管理者は、前項の規定による利用条件の変更又は許可の取消しによつて、利用者 に損害が生じてもその責めを負わない。

(意見の聴取)

第15条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第13条第3号に掲げる事由の有無について、茨木警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第13条第3号に掲げる事由の有無について、茨木警察署長の意見を聴くものとする。

(利用料金)

第16条 利用者は、利用料金を前納しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額とする。

(利用料金の収入)

第17条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の免除)

第18条 指定管理者は、規則に定める基準に従い、第16条の利用料金を免除することができる。

(利用料金の還付)

第19条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則に定める基準に従い、全部又は一部を還付することができる。

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者又はコミュニティセンターの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、コミュニティセンターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第21条 指定管理者は、コミュニティセンターの管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第22条 利用者の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長が、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第27号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第6号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第17号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第24号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第20号）

この条例は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（同年条例第33号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第22号）

この条例は、平成15年2月6日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「茨木市立畑田コミュニティセンター 茨木市畑田町3番6号」を加える部分に限る。）及び第7条の改正規定（「畑田コミュニティセンター管理運営委員会」を加える部分に限る。）は、平成15年1月27日から施行する。

附 則（平成17年条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年度の公の施設の管理から適用する。

（経過措置）

2 指定の期間の満了又はそれぞれの条例の指定の取消し相当規定による指定の取消しに伴う指定管理者の交代があった場合は、前任の指定管理者が行った許可は、後任の指定管理者が行った許可とみなす。

附 則（同年条例第31号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第61号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第47号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の茨木市立コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第32号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(茨木市公民館条例の一部改正)

2 茨木市公民館条例（昭和47年茨木市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第17条 茨木市立コミュニティセンターを併設する公民館であつて、当該コミュニティセンターにおいて、法第22条第6号に掲げるその施設を住民の集会その他の公共の利用に供しているものについては、第8条から第12条まで及び第14条（駐車場使用料に関する規定を除く。）から前条までの規定は、適用しない。

附 則（平成24年条例第59号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(茨木市公民館条例の一部改正)

2 茨木市公民館条例（昭和47年茨木市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第13条中「、大池公民館」を削る。

附 則（平成25年条例第5号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第22号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第55号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の茨木市立コミュニティセンター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第36号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第32号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和元年条例第25号）

別表

コミュニティセンター利用料金表

利用時間 室名	午前	午後	夜間
	午前9時から午後1時 まで	午後1時から午後5時 まで	午後5時から午後10時 まで
会議室	400円	400円	450円
和室	400円	400円	450円
多目的室	1,150円	1,150円	1,450円
実習室	600円	600円	700円

備考

1 構成員に2人以上の高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために利用するときの利用料金の額は、当該利用料金の2分の1に相当する額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを50円とする。）とする。

(1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体

- (2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体に指定管理者が
適当と認めたもの
- 2 葬儀に利用する場合（会議室 1 室、和室 1 室、多目的室）の利用料金の額は、1 日
につき12,500円とする。
 - 3 冷暖房利用料金は、1 室当たり 1 時間につき100円とする。

○茨木市立コミュニティセンター条例施行規則

平成17年12月27日

茨木市規則第52号

改正 平成19年3月14日規則第8号

平成20年10月31日規則第46号

平成22年3月31日規則第15号

平成22年11月25日規則第70号

平成23年11月28日規則第67号

平成25年3月29日規則第17号

平成26年3月31日規則第22号

平成27年3月20日規則第7号

平成28年3月30日規則第15号

平成30年3月8日規則第6号

令和元年5月1日規則第1号

茨木市立コミュニティセンター条例施行規則（平成6年茨木市規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、茨木市立コミュニティセンター条例（平成5年茨木市条例第27号。

以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請書等）

第2条 条例第6条に規定する申請書は、茨木市立コミュニティセンター指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第2号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理に係る収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに準ずるもの
- (3) 法人の登記事項証明書（法人登記のないものにあつては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類）
- (4) 当該法人その他の団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（候補者の選定結果の通知）

第3条 市長は、条例第7条の規定による選定結果を、次の各号に掲げる申請者の区分に

応じ、当該各号に定める通知書により、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

(1) 候補者に選定された申請者 茨木市立コミュニティセンター指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）

(2) 候補者に選定されなかった申請者 茨木市立コミュニティセンター指定管理者候補者選定結果通知書（様式第3号）

（指定管理者の指定の通知）

第4条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、指定管理者として指定されたものに対し、茨木市立コミュニティセンター指定管理者指定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（指定の取消し等の通知）

第5条 市長は、条例第9条の規定により指定管理者の指定の取消しを決定したときは、当該指定管理者に対し、茨木市立コミュニティセンター指定管理者指定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第9条の規定により指定管理者に係る管理業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者に対し、茨木市立コミュニティセンター指定管理者業務停止命令通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する茨木市立コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）に関し次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第9条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) コミュニティセンターの利用の状況

(2) 利用料金の収入の状況

(3) 管理業務の実施状況

(4) 管理に係る経費の収支状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業及び管理業務の実態を把握するために必要な事項（開館時間）

第7条 コミュニティセンターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更するこ

とができる。

(休館日)

第8条 コミュニティセンターの休館日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、臨時に休館することができる。

(利用許可の申請)

第9条 条例第12条の規定により、利用の許可を受けようとするもの（以下「利用者」という。）は、コミュニティセンター利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日の6月前の日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用許可の順位)

第10条 前条第1項の申請に対する利用許可の順位は、コミュニティセンター利用許可申請書を受け付けた順序による。

(利用の許可)

第11条 指定管理者は、コミュニティセンターの利用を許可したときは、コミュニティセンター利用許可書を交付する。

(利用料金の免除)

第12条 条例第18条の規定により利用料金（冷暖房利用料金を除く。）を免除する場合は、次のとおりとする。ただし、第2号に掲げる場合において、入場料その他これに類するものを徴収するとき又は販売行為を行うときは、利用料金を免除しない。

(1) 当該コミュニティセンターの指定管理者が利用するとき。

(2) 茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市公の施設使用料免除団体審査会（次条及び第12条の3第4項において「審査会」という。）の審査を経て、市長が当該施設の利用料金を免除することが適当と認めた団体（以下「免除団体」という。）が、コミュニティセンター、茨木市立いのち・愛・ゆめセンター又は茨木市立公民館の設置目的に適合する活動のために、指定管理者が当該施設の利用の状況を考慮し、あらかじめ市長の承認を得て定める回数範囲内で利用するとき。

2 前項の規定により、利用料金の免除を受けようとするものは、利用料金免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の免除の承認を取り

消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により利用料金の免除の承認を受けたとき。
- (2) 第1項第2号に掲げる場合に該当し、利用料金の免除の承認を受けた場合において、免除団体としての承認が取り消されたとき。

(免除団体の審査基準)

第12条の2 審査会の審査に当たっては、当該団体が次に掲げる要件のいずれにも該当する団体かどうかを審査するものとする。

- (1) 別表に掲げる団体（同表に掲げる団体と構成員及び活動内容が類似し、同様に取り扱うことが相当と認められる団体を含む。以下この号において同じ。）又は同表に掲げる団体で構成された団体（茨木市自治会連合会、茨木市老人クラブ連合会及び茨木市こども会育成連絡協議会を除く。）であること。
- (2) 行政との協働の観点から、重点的な行政課題である地域活動の推進に向けた役割を担う団体であること。
- (3) 地域活動の推進を目的とし、コミュニティセンター、茨木市立いのち・愛・ゆめセンター又は茨木市立公民館の設置目的に適合する活動を恒常的に行っている団体であること。
- (4) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。
- (5) 予算及び決算がある団体であること。
- (6) 営利、政治又は宗教的活動を目的としない団体であること。
- (7) 市内に活動の本拠を有している団体であること。
- (8) 市民で構成され、一定人員（組織人員数がおおむね10人以上）が確保されている団体であること。
- (9) 茨木市立いのち・愛・ゆめセンター及び茨木市立公民館以外の施設において、当該施設の使用料等が免除されていないこと。

(免除団体の承認の手続)

第12条の3 免除団体としての承認を受けようとするものは、茨木市立コミュニティセンター利用料金免除団体申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の定款、規約、会則又はこれらに準ずるもの
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 活動実績及び活動計画が分かる事業概要等

(4) その他市長が必要と認めるもの

3 第1項の申請は、毎年、市長が定める期間に行うものとする。

4 市長は、第1項の申請があったときは、審査会の審査を経て、承認又は不承認を決定し、茨木市立コミュニティセンター利用料金免除団体承認決定通知書（様式第8号）又は茨木市立コミュニティセンター利用料金免除団体不承認決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（免除団体の変更の届出）

第12条の4 免除団体は、前条第1項の申請書又は同条第2項各号に掲げる添付書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに茨木市立コミュニティセンター利用料金免除団体変更届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（免除団体の承認の取消し）

第12条の5 市長は、免除団体が次の各号のいずれかに該当するときは、免除団体としての承認を取り消すことができる。

(1) 第12条の2各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により免除団体としての承認を受けたとき。

（利用料金の還付）

第13条 条例第19条ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき 全額

(2) 利用開始の日前5月までに利用申請を取り消したとき 全額

(3) 利用開始の日前3日までに利用申請を取り消したとき（前号に掲げる場合を除く。） 5割

2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 第1項第1号については、還付理由の発生後10日以内に請求しなければならない。

（利用の変更等の手続）

第14条 コミュニティセンターの利用者は、やむを得ない理由により利用できなくなったときは、利用許可書を添えて、利用取消申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用者は、利用許可書の記載事項のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、利用変更申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 利用する団体の構成
- (3) 利用目的
- (4) 利用日又は利用区分
- (5) 利用室名
- (6) 利用予定人数
- (7) 入場料の有無及び金額

3 指定管理者は、第1項の規定による申請に対しては、利用取消許可書を交付するものとし、前項の規定による申請に対しては、適当と認めるときに限り、利用変更許可書を交付するものとする。

(利用許可書の提示義務)

第15条 利用者は、その利用中は利用許可書又は利用変更許可書を携帯し、コミュニティセンターを管理する職員（指定管理者及び施設業務の従事者をいう。以下同じ。）から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(利用者の義務)

第16条 利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 参集人員が、利用する施設の定員を超えないこと。
- (3) 利用施設及び附帯設備について準備、後始末又は原状回復等を行う場合は、職員の指示に従うこと。
- (4) 備品等の使用の際は、ていねいに取り扱い、職員が指示する場所へ確実に返納すること。

(入館者の義務)

第17条 入館者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売等をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (3) 許可なく施設内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 施設内を不潔にしないこと。
- (5) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(7) その他職員の指示に従うこと。

2 指定管理者は、前項各号に違反する者に対し、入館を拒否し、又は退去を命じることができる。

(建物等のき損等の届出)

第18条 利用者は、建物、付属物若しくは器具を滅失し、又はき損したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(書類の書式)

第19条 この規則の規定により必要とする書類の様式（この規則で定める様式を除く。）は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行前に準備行為として行った第2条に規定する指定管理者の申請手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（平成19年規則第8号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による茨木市市民会館条例施行規則第13条第1項の規定、第2条の規定による茨木市福祉文化会館条例施行規則第14条第1項の規定、第3条の規定による茨木市市民総合センター条例施行規則第13条第1項の規定及び第4条の規定による茨木市立コミュニティセンター条例施行規則第12条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可申請又は利用許可申請に係る減免について適用し、同日前の使用許可申請又は利用許可申請に係る減免については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第46号）

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第12条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の利用許可申請に係る減免について適用し、同日前の利用許可申請に係る減免については、なお従前の例による。

附 則（平成22年規則第15号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（同年規則第70号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第12条及び第14条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用料金の免除及び利用の変更について適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免及び利用の変更については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前になされた許可に係る利用料金の減免及び利用の変更については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 この規則の施行の日前に準備行為として行ったこの規則による改正後の第12条の2第2項の規定による申請その他この規則による改正後の茨木市立コミュニティセンター条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）を施行するために必要な準備行為は、新規則の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（平成23年規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第17号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第22号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の茨木市立コミュニティセンター条例施行規則の規定は、この

規則の施行の日以後の利用に係る利用料金の還付について適用し、同日前の利用に係る利用料金の還付については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前になされた許可に係る利用料金の還付については、なお従前の例による。

附 則（平成28年規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成30年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、元号を改める政令の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別表

自治会（本市に登録しているものに限る。） 公民館区事業実施委員会 自主防災会（本市に登録しているものに限る。） 茨木防犯協会地域防犯支部 地区人権啓発推進委員会 人権地域協議会 茨木市民生委員児童委員協議会 地区福祉委員会 老人クラブ（本市に登録しているものに限る。） 市立小・中学校のPTA 小・中学校区青少年健全育成運動協議会 こども会（本市に登録しているものに限る。）

様式第1号

年 月 日

茨木市立 コミュニティセンター指定管理者指定申請書

(申請先)茨木市長

所在地
名称
代表者名
電話番号



茨木市立 コミュニティセンターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号

茨 第 号
年 月 日

茨木市立 コミュニティセンター指定管理者候補者選定結果通知書

所在地
名称
代表者名

様

茨木市長



年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定したので、茨木市立コミュニティセンター条例施行規則第3条の規定により通知します。

なお、この通知は、指定管理者の選定結果を通知するものであり、指定を行うものではありません。したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決が得られない場合など指定管理者の指定を行うことができない場合があります。

様式第3号

茨 第 号
年 月 日

茨木市立 コミュニティセンター指定管理者候補者選定結果通知書

所在地
名称
代表者名

様

茨木市長



年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定されなかったので、茨木市立コミュニティセンター条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

理由

様式第4号

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市立 コミュニティセンター指定管理者指定通知書

茨木市立コミュニティセンター条例第7条の規定により、茨木市立 コミュニティセンターの指定管理者として指定しましたので、茨木市立コミュニティセンター条例施行規則第4条の規定により通知します。

1 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ 詳細については、協議の上、別に定めるものとします。

年 月 日

茨木市長



様式第5号

茨木市指令 第 号

所 在 地
名 称
代表者名 様

茨木市立 コミュニティセンター指定管理者指定取消通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者の指定について、茨木市立コミュニティセンター条例第9条の規定により、次のとおり指定の取消しを決定したので、茨木市立コミュニティセンター条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

1 指定の取消しの期日
年 月 日

2 指定の取消しの理由

年 月 日

茨木市長 

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告(茨木市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市立 コミュニティセンター指定管理者業務停止命令通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者が行う管理の業務について、茨木市立コミュニティセンター条例第9条の規定により、次のとおり業務の(全部・一部)の停止を命ずるので、茨木市立コミュニティセンター条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

1 業務の停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 業務の停止を命ずる理由

年 月 日

茨木市長 印

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告(茨木市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第7号

年 月 日

(申請先)茨木市長

茨木市立コミュニティセンター利用料金免除団体申請書

茨木市立コミュニティセンターの利用料金が免除される団体として、次のとおり申請します。

申請者	団体の名称			
	代表者名	印		
	所在地	電話 ー		
団体の設立年月日	年 月 日	活動実績年数	年	
組織人数	人			
活動目的				
活動内容				
添付書類				

様式第8号

茨木市指令 第 号

所在地
団体の名称
代表者名 様

茨木市立コミュニティセンター利用料金免除団体承認決定通知書

年 月 日付けの茨木市立コミュニティセンターの利用料金が免除される
団体としての申請については、茨木市公の施設使用料免除団体審査会による審査の結果を
踏まえ、貴団体を免除団体として承認します。

年 月 日

茨木市長 印

様式第9号

茨木市指令 第 号

所在地
団体の名称
代表者名 様

茨木市立コミュニティセンター利用料金免除団体不承認決定通知書

年 月 日付けの茨木市立コミュニティセンターの利用料金が免除される団体としての申請については、茨木市公の施設使用料免除団体審査会による審査の結果を踏まえ、次の理由により貴団体を免除団体として承認しないことと決定しましたので通知します。

理由

年 月 日

茨木市長 

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告(茨木市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第10号

年 月 日

(届出先)茨木市長

茨木市立コミュニティセンター利用料金免除団体変更届出書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市立コミュニティセンターの利用料金が免除される団体について、次のとおり変更したので届け出ます。

届出者	団体の名称	
	代表者名	㊟
	所在地	電話 ー
変更内容		
変更理由		

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第7号

様式第8号

様式第9号

様式第10号